平成 25 年４月 23 日

各　位

会社名　　モーニングスター株式会社
（コード番号　４７６５）
（上場取引所　大阪証券取引所　JASDAQ）
代表者　　代表取締役社長　朝倉 智也
開示責任者　　取締役管理部長　小川 和久

株式分割、単元株制度の採用および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年４月23日開催の取締役会において、株式分割の実施および単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。
また、同取締役会において、定款の一部を変更することにつき平成25年６月18日開催予定の当社第16期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。
なお、株式分割の実施および単元株制度の採用については、平成25年６月18日開催予定の当社第16期定時株主総会において、下記４．の定款一部変更案が承認されることを条件として効力が生じるものといたします。

記

１．株式分割および単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性を高め、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えることを目的として、１株を300株とする株式分割を実施するとともに、全国証券取引所が平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とすることを目的として、単元株式数を100株とする単元株制度を採用することにいたしました。
本株式分割および単元株制度の採用に伴い、当社株式に対する投資単位の金額は実質的に３分の１となります。なお、本株式分割および単元株制度の採用によっては、単元未満株式は生じません。

２．株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年６月30日（日）（当日は休日につき、実質は平成25 年６月28日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、１株につき300株の割合をもって分割いたします。
なお、本株式分割は、平成25年６月18日開催予定の当社第16期定時株主総会において下記４．の定款一部変更案が承認されることを条件として効力を生じるものとします。

(2) 分割により増加する株式数

① 分割前の発行済株式総数：　279,912 株（平成 25 年 3 月末日時点）
② 今回の分割により増加する株式数：　83,693,688 株（注）
③ 分割後の発行済株式総数：　83,973,600 株（注）
④ 分割後の発行可能株式総数：　315,600,000 株

（注）上記は、平成25年３月末日時点の発行済株式総数に基づく株式数であり、今後新株予約権の行使等により増減する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日：　平成 25 年６月 13 日（木）
基準日：　平成 25 年６月 30 日（日）
効力発生日：　平成 25 年７月　１日（月）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の以下の新株予約権の１株当たりの行使価額を平成25年７月１日以降、以下のとおり調整いたします。

平成18年３月23日付当社第９期定時株主総会決議に基づく平成18年４月13日取締役会決議により発行された新株予約権

調整前行使価額（１株当たり）　金133,500円

調整後行使価額（１株当たり）　金445円

３．単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記２．株式分割の概要(3)のとおり、平成25年７月１日（月）を効力発生日として単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

なお、この単元株制度の採用は、平成25年６月18日開催予定の当社第16期定時株主総会において下記４．の定款一部変更案が承認されることを条件として効力を生じるものとします。

(2) 新設の日程

効力発生日：　平成 25 年７月１日（月）

（ご参考）　本単元株制度の採用に伴い、平成25年６月26日（水）をもって、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社株式の売買単位も１株から100株に変更されます。

４．定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

① 全国証券取引所が平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年10月１日を効力発生日として、当社株式１株を300株に分割するとともに、１単元の株式数を100株とする単元株制度を採用するため、以下の変更を行うものであります。

ⅰ　１株を300株に分割することに伴い当社の発行可能株式数を増加させるため、現行定款第６条を変更するものであります。

ⅱ　単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第８条（単元株式数）を新設するものであります。

ⅲ　単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第９条（単元未満株式についての権利）および第10条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。

ⅳ　第８条乃至第10条の新設に伴う条数の変更を行うものであります。

ⅴ　現行定款第６条の変更、第８条から第10条までの新設およびそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則を設けるものであります。

② 当社は、平成24年10月12日に、ＳＢＩサーチナ株式会社およびＳＢＩアセットマネジメント株式会社の株式を取得し、各々の子会社を含め、４社を新たに子会社といたしました。これに伴い、新規子会社を含む当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、現行定款第２条（目的）について所要の変更を行うものであります。また、現行定款第２条の変更の効力発生日を定めるため、附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更案は次のとおりです。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第１条　　（条文省略） （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～21.（条文省略） （新設）	第１条　　（現行どおり） （目的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～21.（現行どおり） 22. 内外の有価証券などの金融資産に関する投資助言業務および投資一任業務 23. 投資信託における委託会社としての業務 24. 投資法人に対する資産運用に係る業務 25. 特定資産等に関する投資一任契約に係る業務 26. 有価証券に関する情報提供に係る業務 27. インターネットを利用した各種情報提供サービス 28. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守 29. マーケティングリサーチならびに経営情報、産業情報および信用情報の調査、収集および提供 30. 各種企業に対する経営の診断および総合指導 31. コンピューターのソフトウェアの開発および販売 32. 情報処理システム開発の計画作成およびプログラム設計技術者の派遣 33. コンピューターおよびその関連機器による情報処理業 34. 漢方薬および漢方薬の原料となる草木類の輸出入販売 35. 消費者からの委託による輸入の代行業務 36. 証券仲介業 37. 不動産仲介業 38. 資産管理業 39. 前各号の業務およびこれに付帯関連する一切の業務を営む会社ならびにこれに

現行定款	変更案
	相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
22. ～23.（条文省略）	40. ～41.（現行どおり）
第３条～第５条 （条文省略）	第３条～第５条 （現行どおり）
（発行可能株式総数） 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1,052,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、315,600,000 株とする。
第7条 （条文省略）	第7条 （現行どおり）
（新設）	（単元株式数） 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 次条に定める請求をする権利
（新設）	（単元未満株式の買増し） 第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第8条～第35条 （条文省略）	第11条～第38条 （現行どおり）
（新設）	（附則） 第１条 第６条の変更、第８条乃至第 10 条の新設およびそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成 25 年７月１日とする。 2. 本附則第１条は、前項の効力発生日の経過をもって削除する。

以上

＊＊【本件に関するお問い合わせ先】＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
モーニングスター株式会社 ： http://www.morningstar.co.jp/ 管理部
電話： 03（6229）0810 ファクシミリ： 03（3589）7963 メール：mstar@morningstar.co.jp